

令和 2 年 3 月 9 日  
区 民 部 課 税 課

## 地方税法等の改正の動向について

現在開会中の第 201 回国会において、地方税法等の一部改正が予定されており、特別区税に係る主な内容は以下のとおりである。

### 1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正を行う。

- (1) 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」を適用する。  
 ※ひとり親とは、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者で、生計を一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有し、前年の合計所得金額が 500 万円以下である者をいう。
- (2) 上記以外の寡婦については、引き続き従来控除額を適用するが、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても合計所得金額に制限を設ける。

現 行 （ ）内は男性

| 配偶関係 |   | 死別     |         | 離別     |         |        |
|------|---|--------|---------|--------|---------|--------|
|      |   | 本人所得   | ～500 万  | 500 万～ | ～500 万  | 500 万～ |
| 扶養親族 | 有 | 子      | 30 (26) | 26 (—) | 30 (26) | 26 (—) |
|      |   | 子以外    | 26 (—)  | 26 (—) | 26 (—)  | 26 (—) |
|      | 無 | 26 (—) | —       | —      | —       |        |

改正後 （ ）内は男性

| 配偶関係 |   | 死別     |         | 離別     |         | 未婚のひとり親 |         |
|------|---|--------|---------|--------|---------|---------|---------|
|      |   | 本人所得   | ～500 万  | 500 万～ | ～500 万  |         | 500 万～  |
| 扶養親族 | 有 | 子      | 30 (30) | —      | 30 (30) | —       | 30 (30) |
|      |   | 子以外    | 26 (—)  | —      | 26 (—)  | —       | —       |
|      | 無 | 26 (—) | —       | —      | —       | —       |         |

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。

【適用年度】令和3年度住民税から

## 2 現行の個人住民税の人的非課税措置の見直し

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しに伴い、児童扶養手当受給者(単身児童扶養者)以外のひとり親も非課税措置の対象とする。

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。

【適用年度】令和3年度住民税から

## 3 軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し

課税の公平性を勘案し、重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量の葉巻たばこについて、紙巻たばこ1本に換算する本数課税方式とする。

| 区 分   |        | 課税方式   |             |
|-------|--------|--------|-------------|
|       |        | 現 行    | 見直し案        |
| 紙巻たばこ |        | 本数課税   | 本数課税        |
| 葉巻たばこ | 1グラム未満 | 重量比例課税 | <u>本数課税</u> |
|       | 1グラム以上 |        | 重量比例課税      |

【適用年度】令和2年10月から

※令和3年9月までの1年間については、経過措置として、「0.7グラム未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」として課税する。